



ふじよしだ 議会だより

9月定例会 決算特別委員会

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

第159号

12月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
				1 本会議 (開会) 14:00	2	3
4	5	6	7	8 本会議 (一般質問) 13:00	9 本会議 (一般質問) 13:00	10
11	12 常任委員会 (総務経済) 10:00	13 常任委員会 (文教厚生) 10:00	14 常任委員会 (建設水道) 10:00	15	16 本会議 (閉会) 14:00	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
			官公庁 仕事納め			

本会議・常任委員会を傍聴しませんか！！

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。

●傍聴受付

本 会 議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問合せください。

☎0555-22-0612

9月定例会

令和3年度決算を認定

一般会計歳出総額は、
317億6,774万8,333円

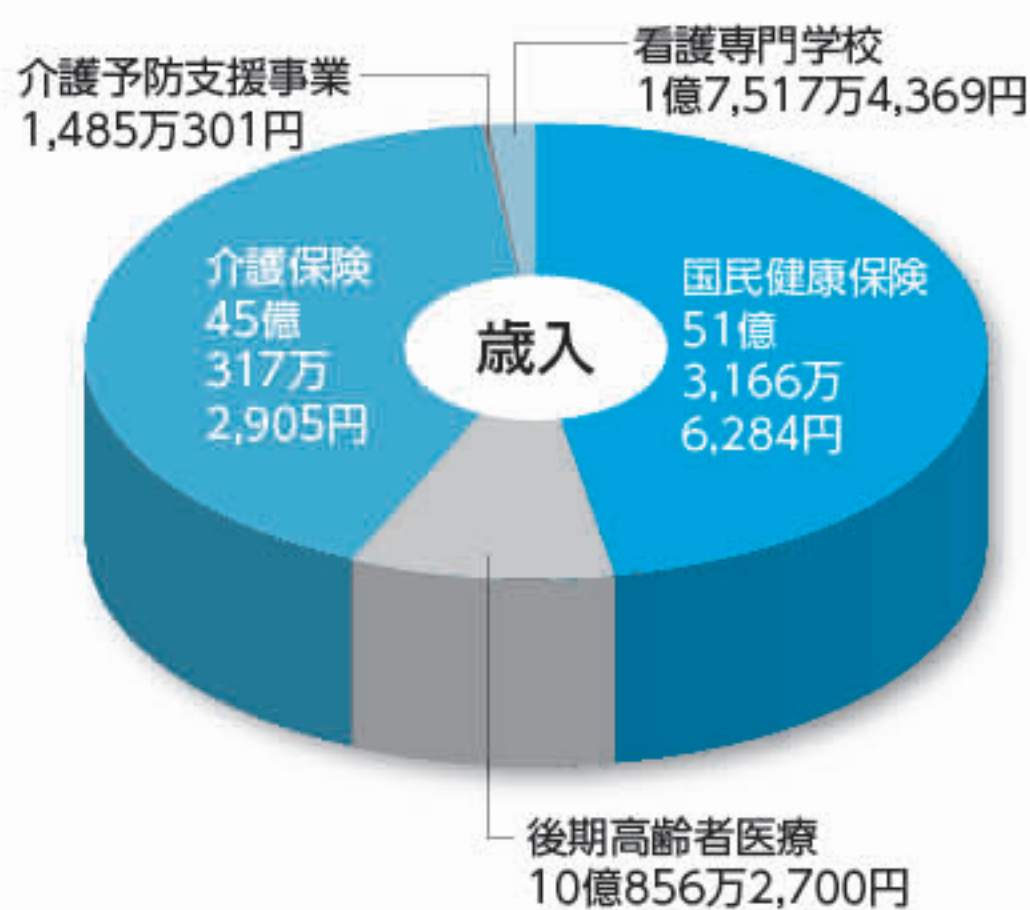
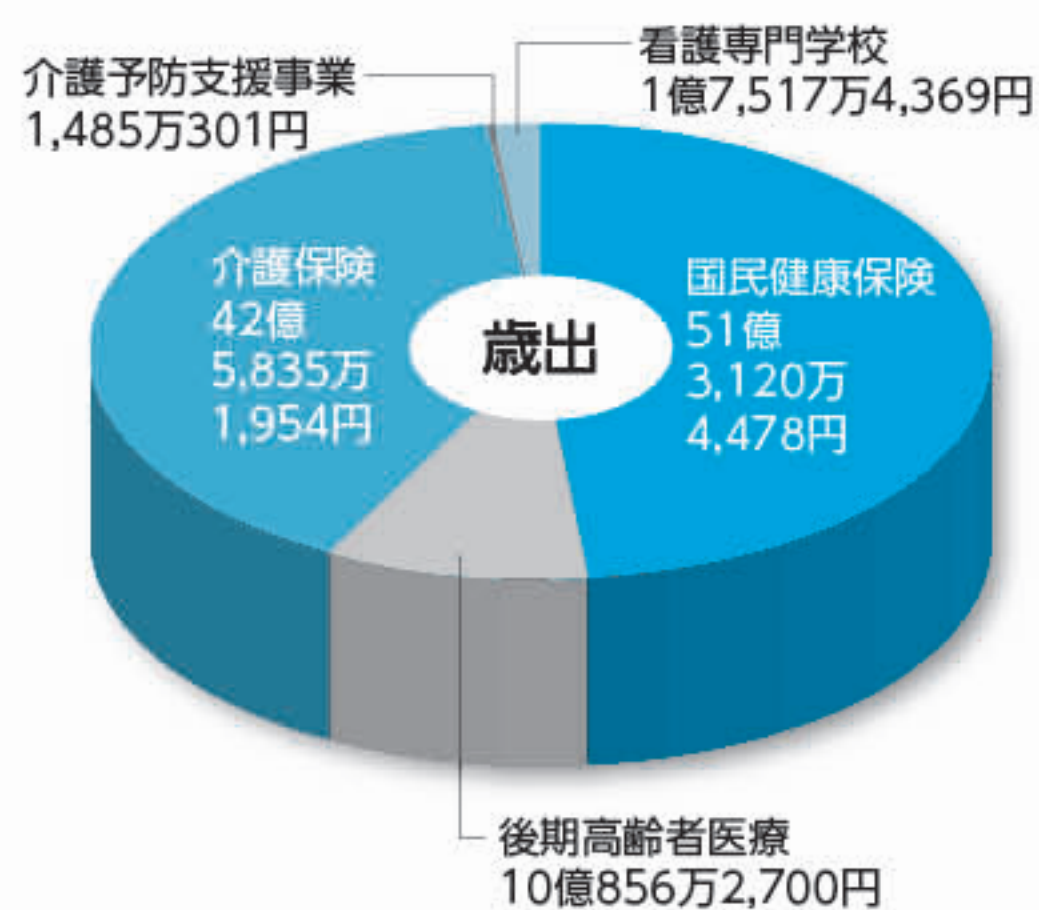
令和4年9月定例会は、9月7日に開会し、23日間の会期を終え、29日に閉会しました。

市長提出の報告案件及び議案については、すべて認定、可決、同意しました。また、請願2件についても、いずれも採択しました。

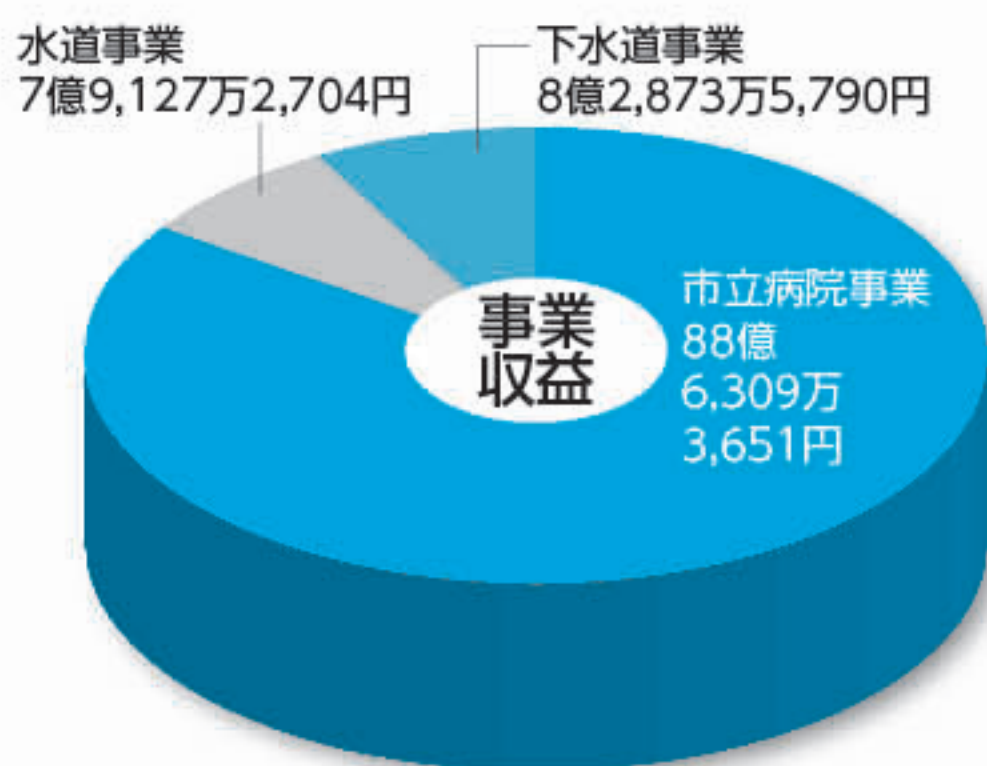
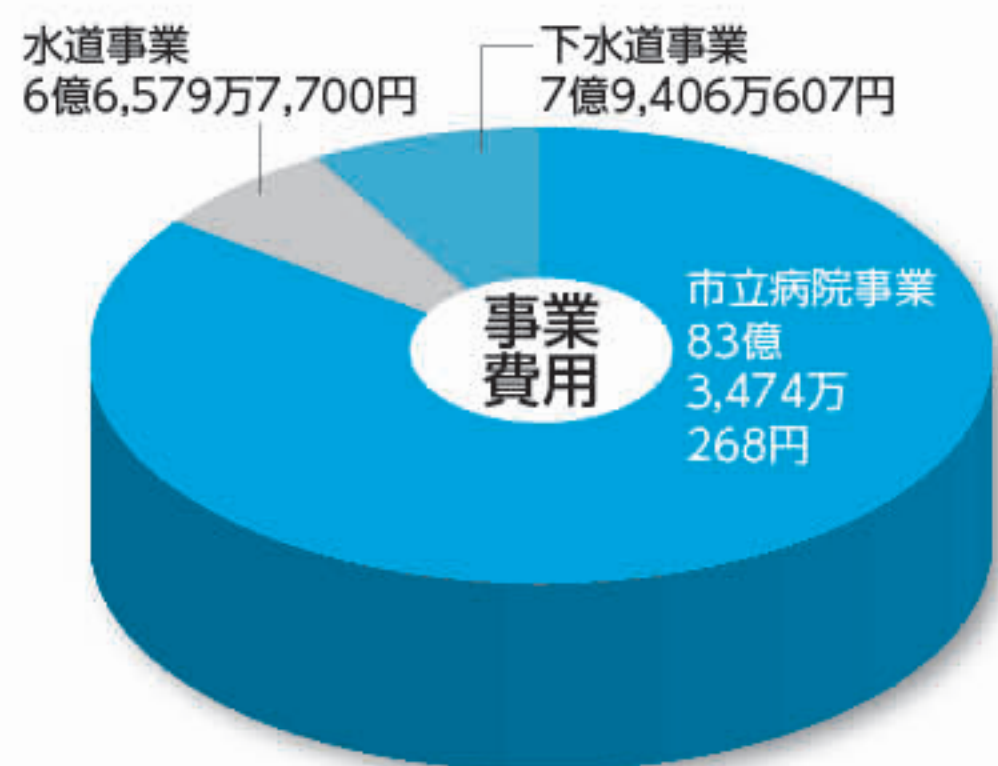
市政に対する一般質問は、4人の議員が行いました。



一般会計



特別会計



事業会計



8月臨時会

議案第32号

令和4年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ8億51万2千円を追加し、総額を281億5138万6千円とするもの。
歳入では、財政調整基金繰入金3億1395万円、ふるさと振興基金繰入金3億1100万円、総務費国庫補助金1億7556万2千円を増額し、歳出では、物価高騰生活支援金給付事業費4億8951万2千円、商業活性化対策事業費3億1100万円を増額するもの。

報告案件・即決案件の概要

報告第11号

継続費精算報告書について
（令和3年度富士吉田市一般会計）

【内容】
令和2年度から令和3年度までの2か年で実施いたしました（仮称）富士の杜巡礼の郷公園事業（R2・3継続事業）「外2件に係る継続費精算報告を受けたもの。」

報告第12号

健全化判断比率について

【内容】
一般会計等に係る財政の健全性について、関係法令に基づき報告を受けたもの。

報告第13～15号

資金不足比率について

【内容】
市立病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の各会計において、資金不足が発生していない旨の報告を受けたもの。

議案第42号

令和4年度富士吉田市一般会計補正予算（第6号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ7999万2千円を追加し、総額を303億2901万2千円とするもの。
歳入では、衛生費国庫負担金5482万2千円、前年度繰越金1723万8千円等を増額し、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策事業費5482万2千円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業償還金1723万8千円等を増額するもの。

議案第43号

富士吉田市教育委員会委員の任命について

【内容】
委員の堀内欣一郎氏の後任に、遠山賢子氏を任命するもの。

議案第44号

人権擁護委員の推薦について

【内容】
引き続き、杉本久香氏を任命するもの。

会期日程

29日	22日	21日	14日 15日 20日	12日	9月7日
本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決 など (閉会)	文教厚生委員会 付託議案の審査 など	総務経済委員会 付託議案の審査 など	決算特別委員会 付託議案の審査	本会議 市政一般質問	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 など

委員会の審査から

●決算特別委員会 ●総務経済委員会 ●文教厚生委員会

決算特別

次の10名で構成する「決算特別委員会」を設置し、以下4議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり認定すべきものと決しました。

委員長 前田 厚子
副委員長 渡辺 幸寿
委員 太田 利政 奥脇 和一
戸田 元 横山 勇志
宮下 宗昭 渡辺 新喜
鈴木 富蔵 渡辺 大喜

議案第33号

令和3年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

【内容】

●一般会計

収入済額337億1558万4902円、支出済額317億6774万8333円で、歳入歳出差引額は19億4783万6569円となり、継続費通次繰越額3147万3800円、繰越明許費繰越額9億8877万1361円を差し引くと、実質収支額は9億2759万1408円となり、実質収支額のうち、4億7000万円は財政調整基金へ積み立て、4億5759万1408円が翌年度へ繰り越されるもの。

●特別会計

国民健康保険特別会計決算は、歳

入総額51億3166万6284円に対し、歳出総額は51億3120万4478円であり、歳入歳出差引額は46万1806円となり、実質収支額も同額となり、実質収支額のうち、40万円は財政調整基金へ積み立て、6万1806円が翌年度へ繰り越されるもの。

後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに10億856万2700円となるもの。

介護保険特別会計決算は、歳入総額45億317万2905円に対し、歳出総額は42億5835万1954円であり、歳入歳出差引額は2億482万951円となり、実質収支額も同額となっており、全額が翌年度へ繰り越されるもの。

介護予防支援事業特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに1485万301円となるもの。

看護専門学校特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに1億7517万4369円となるもの。

なお、審査の中で、各委員から以下の要望があった。

一般会計歳入審査の中で、市税について、継続的な収納率向上に努め、顕著な成果が認められる一方で、不納欠損額と収入未済額に関して分かりにくい部分があるため、具体的な内容や経緯が分かる資料等が欲しい。博物館使用料について、富士吉田・忍野SICの開通等を経て、ふじさんミュージアムとその周辺が新たな集客エリアに生まれ変わる中で、

他に負けない目玉施設となるよう、様々な施策・工夫をお願いしたい。また、一般会計歳出審査の中で、まちづくり事業における若者エール便について、コロナ禍等の厳しい状況の中でも勤勉な市外在住の若者に向け、今後も是非継続し、本市への想いを醸成してほしい。

人口減少対策事業について、子育て支援等の充実による、住みやすく魅力溢れるまちづくり推進での人口減少対策も大変評価できる一方で、当該事業において、有識者の積極的な活用、県外在住のリタイアしたシニア層等への移住・定住斡旋の検討、本市に住み続けてもらうための調査研究・創意工夫の継続をお願いしたい。

域学連携関連事業について、様々な大学等との連携を継続し、他大学の学生間交流による活性化も模索する中で、若い世代のアイデアをいかしたまちづくりの調査研究を継続してほしい。

ふるさと寄附推進事業について、市内産業の育成や更なる活性化の観点も踏まえる中で、新たな返礼品提供事業者の開拓や、本市独自の伝統技術の継承に、引き続き努めてほしい。新エネルギー推進基金管理事業について、太陽光発電等の既に活用している分野だけにとどまらず、他分野への調査研究を推進し、更なる有効活用を図ってほしい。

防犯対策事業における青色防犯パトロールについて、よりきめ細かい

巡回や巡視等を実施し、住民の更なる安心・安全の推進に努めてほしい。市民への感謝のチケット事業について、再度の実施を切望する中で、商工会議所等関係機関との情報共有や、詳細な実態把握等を継続し、市民と事業者の双方がよりメリットを享受できるよう努めてほしい。

企業立地促進事業について、助成した事業所による本市住民の雇用促進や、地域活性化等を重視する中で、当該事業所へのアフターケアや助成方法等の調査研究を確実に実施し、より効果的な助成となるよう努めてほしい。

道の駅富士吉田リニューアル事業について、道の駅を含めた当該エリアの集客力をより高めるべく、各施設間の連携等による相乗効果の発揮と更なる活性化に努めてほしい。

区画整理事業について、引き続き土地区画整理組合を支援する中で、一日も早く、同組合が事業認可を受けられるよう努めてほしい。

防災対策事業におけるAED設置について、北口本宮富士浅間神社、富士山下宮小室浅間神社及び新倉山浅間公園等の集客地周辺への設置を、急ぎ検討してほしい。

また、総括質疑において、人口減少対策を最優先課題とし、行政の本懐である住民福祉の更なる向上を進めることで、より魅力ある「ふじよしだ」を実現しつつ、地域振興・移住定住課や子育て支援課等の各担当部署との連携を図り、指揮系統を今

以上に強化するべく機構改革等も検討する中で、全庁一丸となって、着実に対策や施策を実施してほしいと要望があった。

議案第34号

令和3年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について

【内容】

収益的収入及び支出では、事業収益88億2160万7245円、事業費用84億9438万1238円となり、損益収支では3億2722万6007円の当年度純利益が計上され、資本的収入及び支出では、収入額3億8127万3000円、支出額6億780万4207円で、収支不足額2億8653万1207円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しているもの。

富士北麓・東部地域の中核病院としての使命を担いつつ、新型コロナウイルス感染症重点医療機関としての受入れ態勢の確保や保健所からの依頼に応じた検査を実施し、当地域の感染拡大を未然に防ぎ、コロナワクチン接種も行う中で、平時はもとより感染拡大時においても安定的な地域医療体制の提供に努めている。

議案第35号

令和3年度富士吉田市水道事業会計決算認定について

【内容】

収益的収入及び支出では、事業収益7億3790万3207円、事業費用6億4549万2242円となり、損益収支では9241万965円の当年度純利益が計上され、資本的収入及び支出では、収入額6億2426万8237円、支出額8億9959万891円、収支不足額2億7532万2654円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金で補填するもの。

安全で安心なおいしい水道水の安定供給と健康で快適な市民生活や産業活動を支えるライフラインとしての社会基盤整備を推進するべく、新たな水源確保のための施設整備等に取り組んでいる。

なお、総括質疑において、代表的なライフラインである水道の料金改定については、市民生活や企業活動への影響度が非常に大きいため、引き続き、様々な経費削減や工夫等を行いつつ、諸々の計画等の見直しも視野に入れる中で、慎重な対応をお願いしたいとの要望があった。

議案第36号

令和3年度富士吉田市下水道事業会計決算認定について

【内容】

収益的収入及び支出では、事業収益7億9105万9326円、事業費用7億7843万8112円とな

総務経済

以下5議案と請願1件について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決・採択すべきものと決しました。

議案第37号

富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

【内容】

選挙運動の公費負担に係る限度額

を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

議案第38号

富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【内容】

育児休業の取得回数制限の緩和等を行うことにより、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備し、仕事と家庭生活の両立を支援するため、所要の改正を行うもの。



議案第39号

富士吉田市税条例等の一部改正について

【内容】

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、特定配当等や特定株式等譲渡に係る所得があった場合の個人住民税と所得税の課税方式の統一、扶養親族等申告書等を変更する等のため、所要の改正を行うもの。

議案第40号

富士吉田市立富士の杜・巡礼の郷公園の指定管理者の指定について

【内容】

富士吉田市立富士の杜・巡礼の郷公園の管理について、「一般財団法人ふじよしだ観光振興サービス」を指定するもの。

議案第41号

令和4年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ20億9769万7千円を追加し、総額を302億4908万3千円とするもの。
歳入では、指定寄附金20億円、ふるさと振興基金繰入金8167万2千円等を増額し、財政調整基金繰入

金1432万3千円を減額し、歳出では、ふるさと振興基金積立金10億円、ふるさと寄附推進事業費9億223万7千円等を増額するもの。

請願第1号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める請願について

【内容】

令和5年10月に消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定されている。その導入にあたって、シルバー人材センター会員の収入が減少しないよう、また、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるよう、国において適切な措置を講じる必要があるため、国に対し意見書を提出するよう求めるもの。

文教厚生

以下請願1件について慎重に審査し、原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第2号

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負

担制度拡充を図るための請願書について

【内容】

子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、国は、加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国負担割合の増加並びに教育予算の拡充等について施策を講ずる必要があるため、国に対し意見書を提出するよう求めるもの。



9月 市政 一般質問 抜粋



勝俣大紀
議員
(政友会)

質問① プラスチックごみ等の 分別および回収に ついて

1回目の質問

一般的なごみの回収は、生活ごみを中心に可燃物、不燃物、資源ごみ、粗大ごみに分別し、地域の集積場所やリサイクルステーション、一般業者が自宅を訪問する方法や、直接、環境美化センターに持ち込む方法がある。また、回収前の分別については、市民の協力を得て、適切に分別されている。しかし、最近、資源ごみとして扱われているはずのプラスチックごみが川に流れ、海洋生物に多大な影響を及ぼしているマイクロプラスチックが世界的な課題である。そこで、本市では、発生原因であるプラスチックごみと今後どう向き合っていくのか伺う。

このマイクロプラスチックの発生元は、レジ袋、ペットボトル、食品

トレイ、弁当の容器等であり、プラスチック製品の取り扱いについては、削減していく方向で製品を見直し、積極的に資源化し、再利用しようという動きがある。わが国では、本年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック新法」という）が施行された。この新法では、プラスチックの製造会社、販売会社、行政に至るまで、今後の取組について、大枠が明示されている。しかし、市町村は家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集・再商品化に努めることとしている。本市において、積極的にプラスチック製品を分別収集し、資源化することは、地域や観光地の活性化、移住定住の促進、市民サービスの向上に繋がっていく。プラスチックごみを資源化するには消費者である市民の協力が不可欠である。

また、日本をはじめ、諸外国ではプラスチックごみの対応について、SDGsを掲げ、環境問題の解決の

ために取組んでいる。そこで生まれたのが、サーキュラーエコノミーという概念だ。一度使った資源を何度も利用していく、いわゆる循環型経済を構築するものだ。既に大手企業では、再利用、リサイクルを促進するため、技術開発をしている。日常的に購入する品のパッケージにもプラスチックの削減が行われており、SDGsの目標の12の「つくる責任、つかう責任」において作る側の責任を果たそうとしている。一方、この使う側の責任を果たすには、消費者でもある市民の協力が必要である。

この一般質問は、健康の為に自宅から市役所まで歩いた際、ごみ拾いをした事がきっかけだ。想像以上にごみが落ちていた状況が分かったと同時に、特にたばこの吸い殻が多かった。吸い殻は、フィルター部分にはセルロースアセテートというプラスチックの一種が使用され、分解に13年もかかる。有害な毒素が環境に放出されるうえ、子どもや野生動物が吸い殻を口にする危険もあり、実際、魚、鳥、クジラ、その他の海洋生物の胃の中から吸い殻が発見されることも多い。この事実に驚き、プラスチックごみについて深く考えることとなった。何気なく捨てるごみの中にもプラスチック製品が含まれており、実際に1週間、可燃ごみ

を分別してみた。結果は、食品トレイ等のプラスチック製品が約6割、生ごみが3割、資源ごみとならない雑誌が1割と圧倒的にプラスチックごみが多い。生活ごみの一部は、リサイクルの対象であり、食品トレイについては、回収しているスーパーもあるが、実際に持って行くことを思えば、可燃物で捨ててしまう。本市では、市民の協力のうえ、可燃物と資源ごみを分別しているが、今後SDGsの目標達成に向けて、資源ごみ、特にプラスチックごみの取扱いを見直す必要性がある。

また、ごみの分別回収の方法をより細分化することで、収集する量を減らし、近い将来各市町村の負担軽減に繋がると予想される。

そこで、現在の資源ごみの回収方法および回収後、どのような経路で資源化されているのか伺う。

一方で、ごみの回収は、生活ごみばかりでなく、道路や歩道のごみについて対応をする必要がある。生活ごみはコントロールできるが、外の飛散物やポイ捨てされたごみは、気づいた人に拾ってもらうしか方法がない。また、河川のごみの回収については、どのように対応しているのか、また、どのようなものが回収されているのか伺う。

1回目の市長答弁

本市では、富士吉田市SDGs推進指針を掲げ、地域における諸課題の解決や市民が安心して暮らせるまちづくりの為に取組みを進めている。その中で、ごみ処理の課題として減量化や資源化については、世界遺産の富士山を有する市として、行政・企業・市民などが協力し、市民と観光客が心地よく過ごせるまちづくりを目指して、更なる啓発に努める。

1回目の市民生活部長答弁

現在、資源物として回収している物は、紙類、缶類、ビン類、プラスチック製容器包装類などである。

回収方法は、環境美化センターへの直接持込みのほか、ごみステーション、自治会・小中学校における集団回収やリサイクルステーションでの収集である。

また、資源化までの経路は、主に国の指定法人へ委託しており、法人が契約を締結した事業者により再資源化される。

具体的には、紙類は圧縮・梱包化したものを溶解し、色素等を取り除いたものが古紙として再生される。ビン類は、原料用に細かく砕き、ラ

ベルや異物を取り除いた状態で溶解し、ガラスびんとして再生されるもの、更に砕き、砂の代わりに使用されるほか、水を吸わない特性をいかして路盤や地盤改良用の骨材として利用される。プラスチック製容器包装類は、原料用に細かく砕き、異物を除去し洗浄・乾燥し、更に過熱・溶解し粒の状態にしたものがペットボトルやパレットなどに再生される。缶類は、スチール缶とアルミ缶に分別され、圧縮・固化化したものを溶解し、再び缶や鉄鋼製品、アルミ製品として再生される。

本市では、ごみステーションでの可燃ごみ収集のほか、ビン・缶・紙類の収集、粗大ごみの回収など、ごみ減量を促進するための取組みや、資源物の再生化にも努めている。

市民に対しても、分別・回収方法等について、利便性向上のため広く周知しており、減量化・資源化を推進すべく、鋭意取り組んでいる。

次に、河川のごみは、河川付近の自治会や、ボランティアに協力を頂き、活動の一環として河川清掃を実施している。この取組みに対しごみ袋の配布や、ごみ収集車の手配等の支援をしている。

また、本市と桂川・相模川流域協議会との共催による河川清掃もしており、本年度は、市民の参加をいた

だく中で、6月4日に清掃活動を行い、可燃ごみ、不燃ごみ及び事業用廃棄物を回収し、可燃ごみの中にはビニールやペットボトル、カップ容器などが見られた。

2回目の質問

ごみの分別・回収等については、ホームページ等で公表されており、平成28年度から令和3年度までを計画期間とした富士吉田地域循環型社会形成推進地域計画に基づく報告書にまとめられていた。

これによると、各施策の実施状況に関して、家庭ごみの処理体制の現状と今後では、「市民へリサイクルに関する啓蒙を推進してきたが、資源化率伸び悩み等、今以上の施策が必要であり、令和4年度に処理計画を策定する」となっている。

また、目標の達成状況に関する評価に対しては、ごみ処理に関して、「排出量でみると、目標はクリアしているが、1人当たりの排出量がほぼ横ばいであり、生活・事業系ともに人口減及びコロナ禍の影響に伴うことが考えられる。そのため、今後、引き続き減量化への取組を推進していく」と評価されている。次に再生利用量については、「直接資源化量は以前から施策を実施している

が、全体の排出量が減少している為、目標には至らなかった。今後は、再生利用量を増加させるため、衣類のリサイクル回収やリサイクル倉庫の拡充など、新たな施策を行う必要がある」とされている。この中に、本年4月から施行したプラスチック新法の内容を取り入れることも必要だ。また、都道府県知事の所見では、「ごみ処理の排出量については、事業系及び生活系両方の目標を達成している。しかし、1人当たりの排出量については横ばい傾向であることから、今後もごみ減量化の取組みが必要である。再生利用量については、目標を下回っているため、新たなリサイクル推進の施策を行う等の対策が必要である」と評価をされている。加えて、プラスチック新法により、近い将来、さらに細かい分別が始まるうとしている。

本市がこのプラスチック新法に沿って率先して実施していくことは、富士山の麓のまちであるからこそ、国内外から注目を浴びるはずだ。

仮に、これから新しい基準で資源ごみの分別回収を実施するには、まずは市民に対して、プラスチックゴミの再分別化の啓発活動が必要だ。プラスチックゴミが、環境に悪影響を及ぼすことは、周知の事実として捉える中で、どう回収するのが今

後の課題である。

次に道路や歩道あるいは河川のプラスチックゴミの回収についても、やはり市民の協力が不可欠である。

まちのごみ清掃については、清掃活動を定期的に行っている自治会としていない自治会があるので、この際、市民総出で清掃活動を実施するように働きかけることが必要である。かつて大雪に見舞われたとき、市民総出の雪かきを実施し、市内外から高い評価を受けた実績がある。

また、私の所属団体と昭和大学の学生で、東富士五湖道路ののり面沿いを清掃したことがある。ペットボトルや弁当の容器等が投げ捨てられており、観光客に起因するごみと考えられる。本市が観光客に向けて、ごみを捨てないようにする啓発活動はどのように取組んでいるのか伺う。

プラスチックごみの中にはレジ袋も含まれているが、10年以上前に市民団体からエコバックで買い物をしようと市民に働きかけたことで、すっかり定着し、国に先駆けた取組みができたことは、非常に頼もしい経験だ。少子高齢社会が加速する中、安定した財政を確保する為、今からできることをやる必要がある。

以上のことから、まずは、市民に向け、可燃ごみ、資源ごみの分別・回収に関するアンケートを実施し、



結果を踏まえて、プラスチックごみに関する計画を立てる必要がある。計画を立てる段階において、市民とともに話し合う機会を設けてほしい。なぜなら、ごみの分別・回収の行動主体者は消費者である市民だからだ。

最後に本市として、プラスチックごみ等の分別・回収について、どのような対策を取られるのか伺う。

2回目の市長答弁

観光客のポイ捨て等への対策については、例年、道の駅ふじよしだでエコバック等を配布し、ごみの減量のキャンペーンを県と共同で開催しているほか、多くの観光客が訪れる桜まつり等のイベントで啓発活動をしている。

また、登山道周辺での清掃活動も支援しており、活動を通して本市の環境美化に対する意識を広め、ごみのない環境をつくり、きれいな富士山を維持するという観光客の気持ちの醸成に役立っているものと考えている。観光客のごみ捨ては、モラルによる部分が大きく、難題ではあるが、今後、自然保護活動などを行う関係団体等と連携する中で、マナー向上に役立つ方策を検討し、観光客への啓発とごみの減量を推進していく。

2回目の市民生活部長答弁

まず、プラスチック製廃棄物の分別・回収対策については、現在、分別しやすいペットボトルと食品トレイを回収している。

ペットボトルは、公益財団法人が契約する事業者により資源化され、食品トレイは、環境美化センターの

溶融減容機により溶融・固形化して、事業者で資源化されている。

本年4月に施行された法律により、家庭から排出されるほぼ全てのプラスチック製廃棄物を市が資源化・再商品化するよう努めるものとされた。さらに、本年度中には環境省から、資源化に係る対象物・手順等の詳細を示すガイドラインが提示される予定であり、処理されるプラスチック製廃棄物の想定量を把握することができ、回収方法、保管場所などの全体像が計画できる。

今後は、回収方法や、回収したプラスチック製廃棄物の集積場所の確保などについて、必要に応じてアンケート調査及び市民との対話の場を設けることも含め、検討していく。

可燃ごみの3割を占めるプラスチックごみが資源化されれば、大幅なごみの減量につながり、減量への意識を向上させるとともに、市民や観光客が心地よく過ごせる街づくりを目指して、更なる啓発に努め、一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民の生活環境に支障が生じないよう、ごみの収集・運搬・処分について、適正に取り組んでいく。

9月 市政 一般質問 抜粋



前田厚子
議員
(政友会)

質問① 福祉避難所の運営に ついて

1回目の質問

福祉避難所は、阪神大震災で要援護者が、避難所生活の中で、相次いで亡くなったことを教訓に1997年に制定されたものだ。更に2008年、市区町村が主に民間の介護保険施設・障がい者福祉事業所等と協定を結び指定するものとして「福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン」が作成された。

しかし、東日本大震災の時も、福祉避難所の周知はされていたのだが、実際には、避難所に避難された方は12%に留まり、福祉避難所への避難はほとんど無かったようだ。

今、災害が起きたら、障がいのある方も健常者と同じスタートラインから避難しなければならない。実際に福祉避難所を利用するには、一旦地域の避難所まで行かなくてはならない。その後、福祉避難所に避難するわけだが、自力で避難所に行ける人は、ほとんどいない。その移動がどんなに大変で過酷か考えなければ

ならない。また、避難所で生活介助をする者、健康チェックを行う看護師や保健師にも一緒に移動してもらわなければならない等、課題は多い。

重い障がいを持つ子のお母さん方から、多くの声を聞いた。そんな中で、一番望むのは、やはり、「障がい者の特性を考慮し避難する際は、最初から福祉避難所に避難することは出来ないか」という意見だった。そこで以前に質問し、検討してもらえたとの答弁だったので再度伺う。

1点目、現在、提携している福祉避難所の収容計画はどうなっているのか。

2点目、福祉避難所の人的な確保と配置について伺ったところ、関係機関と協議する中で看護師や災害ボランティアの協力を得ながらサポートの体制を整備することだった。その後の進捗状況はいかがか。このサポートの体制作りが、本制度を動かせるか否かの最も重要な点である。

3点目、この福祉避難所への直接避難の体制を令和3・4年とモデル事業に選んで取組んでいる茨城県常総市と宮崎県延岡市のケースだ。

地域で作る個別避難計画を立てた時、要支援者は、「助けて貰うことで、地域の人達に迷惑をかけたくないの」で、避難はしません」と言っていた。

それが、個別の避難計画を立てて話すと、「自分が逃げないと、回りに心配させたり、迷惑がかかる」と言って、自主的に防災グッズを購入する等、避難に前向きになった。計画を作成する事が本人の防災意識、つまり行動の変化となって現れたわけである。

本市でも要支援者に対する個別避難計画の作成は、進められているのか。また、課題はあるのか。

4点目、「福祉避難所を一次避難所に」、指定福祉避難所への直接避難の促進を検討してもらいたい。

1回目の市長答弁

まず、1点目の福祉避難所の収容計画についてだが、現在、公共施設17施設に加え、高齢者施設12施設、障害者施設7施設との間で、施設を福祉避難所として利用するための協定を締結している。運用としては、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者がいると判断した場合に、受入先の施設の安全確認を行った上で受入れを要請し、受入体制が整う中で、福祉避難所を開設するものとしている。

次に、2点目の福祉避難所のサポート体制の整備についてだが、富士吉田市社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターと連携する中で、福祉避難所を運営するための専門的人材や一般ボランティアを配置し、サポート体制を整備する計画であり、このサポート体制を円滑に整備できるよう、協定を締結した社会福祉施設の管理者を始めとした

関係機関と連携強化を図っている。今後においても、専門的人材の確保に関し、NPO団体やボランティア団体からの派遣協力が得られるよう協定の締結等に努めていく。

次に、3点目の個別避難計画の作成及び4点目の福祉避難所への直接避難についてだが、福祉避難所への直接避難を可能にした場合、多くの要配慮者が避難してくることが想定され、福祉避難所を利用する必要性の高い要支援者が入所できない事態が起こり得ることから、まずは全ての方が一般の避難所に避難することとし、避難所に設置した福祉避難室を活用する中で、要配慮者の健康状態等に合わせた対応していく。

一方、近年の豪雨災害等における要支援者の逃げ遅れに際し、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定され、優先度の高い要支援者の個別避難計画の策定、福祉避難所への受入れ対象者の特定など、福祉避難所に求められる姿が変化してきている。

こうした変化に対応し、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするために、福祉施設側が発災後すぐに受入体制が取れるか、施設入所者とのゾーニングや収容スペースの確保が可能かなどの課題を福祉施設と整理し、調整を図っていく。併せて「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づき、関係機関や市役所内の関係部局と連携して要支援者の現況等を把握し、優先度の高い要支援者の個別避難計画の策定を進めると共に、福祉避難所を利用する必要性の高い要支援者に対しては、

受入先の福祉避難所の体制が整った上で、直接避難できるよう推進していく。

2回目の質問

実際に、直接避難になると、多くの課題がでてくると思うが、先程、福祉避難所の体制が整った上で、直接避難出来るよう推進するとの答弁だった。

まず、個別避難計画を立てることが、第一歩だと思うが、市として、まず、どのような事から始めてもらえるのか。具体的に答弁願う。

また本市と派遣協力協定を締結しているNPO団体やボランティア団体はあるか。

また、今後の展望はいかがか。

2回目の市長答弁

まず、個別避難計画の策定についてだが、先進自治体の有効事例を参考としながら、優先度の高い要支援者の特定をどのように進めていくか検討を行い、市役所内の関係部局はもとより、医療・福祉の専門的な知見を持つ関係者や地域の実情に精通する自治会・自主防災会、民生委員の協力を得る中で、段階的、計画的に推進していく。

次に、派遣協力協定の締結についてだが、現在、本市とNPO団体等との個別の協定締結はないが、富士吉田市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書を締結している。

また、災害が発生した場合は、ど

の被災地においても、被災後の応急対策や復旧対策を行う際の人材不足は大きな課題だが、災害ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会の全国的なネットワークや、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワークが全国的な組織として、必要な地域にボランティアが派遣されるシステムとなっている。

さらに、本市は、平成9年度に都市間交流を行っている習志野市や南房総市との災害時における相互応援に関する協定を皮切りに、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の構成市町村や県内12市等、50を超える自治体と災害応援協定を締結している。また、大規模災害時には国からの人材支援等を受け、福祉避難所の運営についても協力してもらえ

るものと認識している。



質問②

マイナンバーカードの普及・推進について

1回目の質問

本市ではマイナンバーカードの普及が進まないという声があるが、市民に普及が進まない理由を尋ねると、高齢者の中からは、キャッシュレス決済が、分からないし使わないから必要性を感じない。また、身分証明書になるものは、他にもあるし個人情報情報の漏洩を心配する声も聞く。若い人たちは、わざわざ、その為に市役所に行くのは面倒だと言う人もいた。そして一番多かったのが、制度への不安や不信が根強いことだった。

そこで、本市のマイナンバーカードの交付率の状況を伺う。

マイナンバーカードを保険証として利用すれば、機器が設置されている医療機関では、カードのICチップの情報を読みとり、患者の保険資格を確認するようだ。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者は、通常1〜2年で保険証の定期更新が必要だったのが、更新の必要がなくなる。

さらに、高額療養費の利用も簡単で便利になる。これまで、一旦、窓口で限度額を超える費用を支払った上で、払戻しの申請をする手続きが、カードの利用で、医療機関が本人の同意を得た上で、限度額を照会出来るため、限度額を超えた窓口の支払が不要になる。

逆に、マイナ保険証を利用すると、患者の自己負担が3割の場合、初診時に21円、再診時に12円が上乗せされ、従来の保険証は初診時9円のみで済み、マイナ保険証の方が負担は重くなった。幸いこれは、一旦廃止となり、見直された。

こうして、既に国をあげての推進施策なのに、こうした見直しがあることが、市民の不信や不安をかりたてるのではないだろうか。

そこで伺うが、現在、市内でマイナンバーカードの健康保険証が利用出来る医療機関や薬局はどのくらいあるのか。数だけでは市民に分かりにくいので、市のホームページや広報に載せる事は可能か。他にも、周知方法があれば伺う。

また、市では、利用できる医療機関や薬局を増加させる施策をどのように考えているのか。

デジタル化が進み、これから2024年度末には、運転免許証も紐づけされる計画も進んでいるが、市独自でもカードを取得したメリットが得られることを期待している。

各自治体で、普及促進の為に様々な工夫をしたり努力をされているが、本市ではこれから、どのように取り組んでいくのか。

1回目の市長答弁

マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための重要な社会基盤であると国は位置付けている。その中で、マイナンバーカードの保険証利用については、全市民が利用

できる制度となるので、本市においても、国の支援策に沿ってマイナンバーカードの保険証利用について適切に推進していく。

1回目の市民生活部長答弁

まず、マイナンバーカードの交付状況についてだが、令和4年7月31日時点で、本市では45・64%、山梨県全体で42・60%、全国平均は45・91%となっていて、本市の普及率は県内市町村で4番目、13市の中では2番目となっている。

次に、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関及び薬局の件数についてだが、令和4年8月21日時点で本市では1病院、13診療所、13薬局となっている。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関の情報は厚生労働省のホームページにおいて随時更新されていて、市のホームページからも確認できると共に、窓口でも利用できる施設の情報を提供している。

次に、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関等を増やす施策についてだが、県内の保険医療機関・薬局では既に7割を超える

機関が、

国の支

援制度

を活用

しオン

ライン

資格認

証を申



し込んでいるにも関わらず、半導体不足等で機材やシステムが整備されていないため、現在県内でマイナンバーカードを保険証として活用できる医療機関等は3割に届いていない状況である。本市としては、市民のマイナンバーカードへの保険証利用登録をしっかりとサポートしていくことで、マイナンバーカードの保険証利用を推進していく。

次に、マイナンバーカードの普及促進及びマイナポイントの周知に関する取組についてだが、本市では様々な機会をとらえマイナンバーカードの申請支援及びキャッシュレス決済へのマイナポイント付与のサポート等を行っており、その結果として県内13市中で2番目の普及率を達成しているものと考えている。しかしながら、現状では国が目標とする水準には達していないことから、更なる普及促進策として5名以上のグループを対象に出張申請サポートを開始すると共に、多くの市民が買物をするスーパーマーケットに出向き、申請とマイナポイント付与のサポートを現在実施しているが、今後においても、機会をとらえ様々な普及促進策を実施していく。

質問③

住民生活にとって必要かつ緊急を要する道路整備について

1回目の質問

本市の第6次総合計画の基本計画

第4章、暮らしの安全性・利便性を高める「都市基盤・防災環境」の整備には次のように掲載されている。

「市民生活に密着した生活道路である一般市道については、市民の意見を充分に反映しながら、機能性・安全性及び災害時の有効性に配慮して、誰もが利用しやすい道路づくりに努めます」

市内には、舗装されていない狭い道路で、車で走っていても危険を感じる道路、また、道幅が狭かったり、でこぼこで、雨が降ると道に大きな水たまりが出来て、車で進むのも躊躇するような道路がたくさんある。

そのような道路をはさむ近隣の住宅の方々は、非常災害時の避難路を確保できず日頃、具合が悪くなると救急車を呼ぶにも家まで救急車両が入らず、担架で運んでもらったこともあるそうだ。救急車両だけでなく消防車もまた霊柩車も家の近くまで入れずに困った思いをされているのではないだろうか。

それは、生活する者にとって、生命にかかわることでもある。

同じ地域から何度も同じ陳情を受けた。市の言い分も充分に分かるのだが、その地域の人々も様々な努力をしてくれている。

しかし、その道路の沿線に土地を持つていても、住まいが別の所にいる人は、その不便さが伝わらない。その上、無償で土地の一部を道路に出してほしい旨伝えても、良い返事はもらえないでいる。

他の自治体では道路整備に対し有償で用地確保をしているところもあると聞いている。

やはり、本市のように無償で出してもらうことには無理があるのではないかと。本市でも、緊急を要する土地等は、提供してもらおう土地を市で買い求めることを検討するべきだ。

非常災害時を考え、本線だけでなく支線も含め、そもそも都市計画法とは、市内全体を見て、市民が生活しやすくなる為に道路を改修したり作ったりするものだ。どこもかしこもというのでは無く、優先順位をつけ、少しずつでも計画的に、住まいの安全を確保するべきだと思うが、市長の見解を伺う。

1回目の市長答弁

本市の道路用地の有償化についてだが、平成27年12月定例会で答弁したとおり、都市計画マスタープランや道路整備計画に位置付けられている政策的道路については、適切な用地取得価格を算出するために不動産鑑定や補償調査を行った上で用地を取得し、計画的に事業を進めているところである。また、自治会からの陳情による道路拡幅要望は、沿線地権者の無償提供の同意をもって事業を進めてきたところであるので、今後においても、陳情による道路整備については、これまでと同様に、地権者の理解と協力のもと無償で土地を提供してもらおう中で、対応していきたいと考えている。

9月 市政 一般質問 抜粋



伊藤 進
議員
(政友会)

質問① 本市のトイレ政策について

1回目の質問

わが国のトイレは世界一清潔で、快適だと言われ、日本の自慢の一つとなった。しかし、そのニーズは、インバウンド観光客の増加、少子高齢化、女性の活躍などの社会変化によって多様化し、おもてなしトイレといわれる先進的な公衆トイレも増え、また、SDGs（持続可能な開発目標）の6番目に「安全な水とトイレを世界中に」とあることから、国際的な課題といえる。

2020年11月に開催された「第48回市長さんと話す会」で、「明見小学校で汚れた便器に手を入れて一生懸命に掃除をする児童の姿に感動し、市内小中学校トイレを洋式化して綺麗にした結果、児童生徒から喜ばれたことが、市長になって良かった事の一つだ」と話された。この政策は、子供たちの心身の健全な成長の一助になっている。

市町村が公衆トイレを設置する根拠法令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、その第5条第6項に「市町村は必要と認める場所に公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない」と規定されている。

新倉山浅間公園内のトイレは臭いもあり、おもてなしするトイレとは言えず改善を求めるが、見解を伺う。また、同公園来訪者を下吉田地区に誘導する工夫が必要であり、下吉田駅から本町通りのエリアにも観光客が使えるトイレが数か所必要だと考えるが、見解を伺う。

私は、数年前に子どもたちを連れて富士山の馬返しから女人天上まで歩いたが、2合目付近にある仮設トイレがひどい有様だった。世界遺産富士山にふさわしい登山道トイレになるよう、山梨県との協議を進めてほしいが、見解を伺う。

1回目の市長答弁

まず、新倉山浅間公園内にあるトイレの改善についてだが、平成28年度に神社前のトイレを和式から洋式

へ改修し、さらに、平成29年度には大駐車場内にトイレ棟を新築した。また、令和元年10月より清掃員を常駐させ、毎日定期的に巡回・清掃し、より清潔なトイレ環境を維持している。併せて、浄化槽の定期的な点検・清掃・検査で悪臭対策も実施し、近年では臭いに関する苦情はない。

加えて、五重塔近くのトイレは、本年度、外壁塗り替え工事を行い、より良い環境構築に努めている。

次に、下吉田駅から本町通りエリアにおける観光客のための公衆トイレについてだが、令和3年9月定例会で、鈴木富蔵議員から同様の質問をいただき、本町通りエリアに多くの誘客を図るべく、トイレの設置は非常に重要なことであるとの認識したが、車両での来訪者を意識した駐車場とその敷地内トイレの整備を計画し、本年度当初予算に土地の取得費用を計上した。きれいなトイレが街中にあることで、観光客を中心市街地へ誘客しつつ、歩きたくなる街を演出し、街全体のイメージアップにつながるものと考えている。

次に、吉田口登山道におけるトイレについてだが、吉田口登山道には、4月から11月にかけて、中ノ茶屋に2基、大石茶屋に1基、馬返しに3基、3合目にある細尾野林道に2基の仮設トイレを設置している。夏季は毎日、トイレ清掃を行い、環境整備に努めている。登山者が麓から安心して登れる環境を整備するため、まず

は、トイレを含む吉田口登山道の現状と課題を把握した上で、登山道を所管している山梨県及び関係機関と協議を進めていく。

2回目の質問

上下水道や電気がない地域でも、水洗トイレが使える循環式トイレが商品化された。このトイレは自然発酵物と土壌菌、太陽光エネルギーなどの「自然の力」だけで浄化でき、臭いもなく汲み取りも不要で、インフラが止まっても安心して使える。また、環境省から脱炭素推進事業として、費用の二分の一の補助が出る。おもてなしトイレとして、新倉山浅間公園内に循環式トイレの設置を求めるが、見解を伺う。

私は、本年5月10月、月に一度、中心市街地の活性化のため、中央まちかど公園で「本町まちなかフェス」というイベントを開催している。同公園にはトイレが無く、届出の際に「トイレは近隣で借りている」と回答した。イベント開催や観光客誘致はもとより、災害時も視野に入れた同公園へのトイレ設置は、喫緊の課題だと考えるが、見解を伺う。

本市には、富士山の他にも、杓子山などの人気のある山があり、民間団体と協力し、この循環式トイレを市内登山道に設置できるよう推進してほしいが、見解を伺う。

2回目の市長答弁

循環式のトイレの設置についてだが、このトイレは循環ろ過施設の規模が使用者数で大きく異なるため、桜まつり等の多くの観光客が訪れる際は、処理能力を考慮する必要がある、地理的条件も厳しい新倉山浅間公園への設置は困難であると考えている。

次に、中央まちかど公園へのトイレの設置についてだが、同公園は中心市街地の核となる本町通りエリアにあり、先の答弁のとおり、エリア全体を検証する中でトイレ等の施設整備を進めているところである。

次に、市内の登山道における循環式トイレの設置についてだが、登山者に快適なトイレ環境を提供することとは、本市のイメージアップにもつながり、重要なことだと考えている。については、先の答弁のとおり、まずは現状と課題を把握し、関係機関と連携するなかで、登山道の環境整備について協議を進めていく。

3回目の質問

公衆トイレの維持管理の手法として、ネーミングライツが注目されている。これは、施設等にスポンサー企業の社名やブランド名をつける権利で、「命名権」と呼ばれ、県内の公共施設でも散見される。公衆トイレのネーミングライツを最初に導入した東京都渋谷区は、年間10万円を

最低の契約料としており、それ以外の例では契約金額が年間10〜20万円程度で、清掃や整備を条件にしているものや、別に清掃を委託しているものもある。少額なので応募しやすい、整備の質向上や経費節約に繋がると考えられる。この様なネーミングライツ制度の導入を提案するが、見解を伺う。

公共トイレの管理主体は、道路公園課、農林課など多岐にわたっており、清掃や整備の質がバラついて印象を悪くする要因となること、トイレの多様なニーズを反映するべく横断的な取り組みが必要になることが課題だ。よって、市内の公衆トイレの連携・相互機能補完を図り、地域全体でのバリアフリーやユニバーサルデザインを実現しつつ、災害時等の対応も踏まえる必要がある。

そこで、公共トイレの設置や維持管理等の施策を統合し、まちづくりの観点から俯瞰的にトイレ問題を考え、また小中学校での「便育」等にも対応する部署として、トイレ課の設置を提案するが、見解を伺う。

3回目の市長答弁

まず、公衆トイレのネーミングライツについてだが、その導入は、維持管理等の観点からも理想的な方法であると思うが、地方都市と東京都渋谷区等の都市部とは、条件が大いに異なる。また、この制度を導入しても、実際に権利の取得を希望

する企業が現れなければ、全く意味がない。現時点では導入を考えていないが、積極的な企業等を御存知であれば、紹介願いたい。

次に、トイレ課の設置についてだが、近年、行政を取り巻く環境は急激に変化し、少子化と超高齢化や、住民ニーズの多様化・複雑化を背景に、社会制度の著しい改正等があり、本市における業務量は増大している。

そこで、職員の慢性的なマンパワー不足を解消し、持続可能な体制構築のため、組織機構の見直しを検討しているが、市民サービスの向上を第一に考え、課の統廃合による効率的な組織機構に整理する方針であり、トイレ課新設は全く考えていない。



質問②

コロナ禍におけるイベントの開催について

1回目の質問

本年7月30日に開催される予定で

あった第72回富士吉田市制祭、市民夏まつりは、新型コロナウイルス感染症第7波の感染拡大の影響で「中止」となった。この決定には多くの市民が消沈し、また、平成30年から5年連続での中止となった。

一方、その前日には第75回富士登山競走が予定通り開催された。同じ屋外のイベントである富士登山競走は「開催」、市民夏まつりは「中止」とした具体的な理由を伺う。また、実行委員会からは具体的にどのような要請があったのか伺う。

実行委員会は、商工会議所・商業連合会・各種団体を構成メンバーとしていると聞いているが、その中にはステージイベントに出演するなど、特に市民夏まつりに対して思い入れの深い方は、入っているのか伺う。

コロナ禍で大変な思いをしている飲食店や商店の事業者のことを考え、市民夏まつりは開催すべきであったと思う。翌週には山中湖報湖祭や河口湖湖上祭が開催され、また、8月26日には、吉田の火祭りが3年ぶりに露店が立ち並び中で開催された。

令和元年9月定例会において、「市民夏まつりの荒天時ステージイベント代替案や予備日の設定について」一般質問した。その答弁で、「来年度からは荒天時の対策として、代替イベントの開催や予備日を設定するなどして進めていく」ことを確認した。しかし、今年のポスターには、「少雨決行、荒天中止」の表記だけ

であり、私の一般質問を覚えていた市民の方からは、「訝しく思っている」とご意見を頂戴している。何故、過去の答弁内容が反映されていないポスターになったのか、答弁を求める。

中止となったステージイベントは、昨年同様、ふじさんホール等でCATV富士五湖が収録し、放送した。しかし、収録日程は非常にタイトで、収録したのは、40団体中、22団体だと聞いている。5年連続中止になっていることを踏まえ、その場合を見据えたマニュアル作りやチャートを用いて臨機応変に対応していくことが大変重要であったと考えるが、見解を伺う。

1回目の市長答弁

市民夏まつりを中止とした具体的な理由と実行委員会からの要請についてだが、開催日前は、感染急拡大の真っ只中だった。よって、市内外からの不特定多数の方が長時間密集し、飲食を伴うことで、市民への感染拡大の恐れがあるため、市民の安全を第一に考え、歩行者天国については、やむを得ず中止と判断した。

また、市民夏まつり実行委員会は、商業連合会、商工会議所、連合婦人会及び各種団体等で構成され、従来から夏まつりの飲食店や商店の代表者、ステージイベントの出演者も含まれ、実行委員の皆様が開催を誰よりも強く望んでいた。

他地域イベントはコメントする立場にないが、市民夏まつり中止の判断が間違っているとは考えていない。次に、過去の一般質問の答弁内容がポスターなどに反映されていないことについてだが、代替イベントの開催は、新たに同等額の予算の確保や準備期間が必要であり、感染拡大の状況下では、予備日の決定も困難である。質問の中に「訝しく思っている」と、何の検討もなされていないかのような発言があったが、真剣に議論を賜った実行委員の皆様失礼なものであり、大変遺憾に思うと共に、非常に残念だ。

また、5年連続市民夏まつりが中止との発言だが、令和2年度はやむを得ず中止した一方で、昨年度は、関係団体と協議し、歩行者天国は実施しない『オンライン夏まつり』として実施した。本年も、夏まつりスペシャルイベントとして、アンパンマンショーの公演をふじさんホールで2回実施し、また、保育園・幼稚園児のパフォーマンスは、保護者等の要望を踏まえ、事前に収録を行い、夏まつり当日にテレビ放映した。

さらに、ステージイベントについては速やかに収録し、8月下旬にテレビ放映した。また、収録に参加できなかった団体もあったが、多くの感謝の言葉をいただいている。新型コロナウイルスの発生により、社会環境は日々大きく変化しており、中止を見据えてのマニュアルやチャートの作成では対応できないこ

とから、今後も、その時の社会情勢等の状況に的確に対応し、市民の安心・安全を最優先に、市民夏まつりを実施していく。

2回目の質問

代替イベント等を検討したなら、ポスターに、少雨決行、荒天中止だけでなく荒天順延と明記する必要があると考える。昨年の中止を教訓にしていれば、対応できたと思う。

また、今回は、予算の確保ができない等の答弁がある。出来ない理由ばかりを挙げるのは、市民に寄り添った対応とは言えないのではないのか。開催するための可能性を提示していただくことも大変重要だと考える。

加えて、市の対応に対して「訝しく思っている」という意味は、気になって仕方がないということであり、他意はない。市民代表として、市民の思いを伝えることは当然の行動だ。それが、「実行委員に対して失礼であり、遺憾に思い残念だ」との答弁だが、実行委員会委員長は堀内茂市長であり、厳しい意見にも真摯に耳を傾け、丁寧な説明と適切な対応をすることが執行者の務めだと考える。

山梨県では、長引くコロナ禍の中、県内のライブハウスや劇場などの企画するイベントに補助金給付を行った。経費全額を補助対象としたもので、停滞していた地域の文化芸術の活動を推進する一助となった。

本市では、市民運動会も廃止され、市民が交流できるイベントは皆無だ。そこで、市民の、市民による、市民のためのイベントを、市民が自主的に開催できるよう、補助金給付を希望するが、見解を伺う。

また、市民が企画する花火大会やステージイベントなどに、本市がサポートする仕組みを希望するが、見解を伺う。

2回目の市長答弁

まず、過去の一般質問への答弁は、新型コロナウイルスが発生する前のものであり、発生後の社会情勢等は日々目まぐるしく変化している。

よって、天候に加え、新型コロナウイルスの感染状況も考慮するため、市民夏まつりのポスターに荒天順延とは明記せず、少雨決行、荒天中止と記載した対応に、何ら不備はない。また、できない理由ばかりを挙げているとの発言だが、実行委員や職員は開催したいという強い思いのなかで、予算を確保し、準備や調整を行うとともに、コロナ禍における実施について慎重に協議を重ねた。

その結果、歩行者天国は中止と決断したが、速やかに代替案を実施しており、市として何も行っていないと取られる発言は非常に残念に思う。

さらに、昨年も中止になっているとの認識だが、昨年度、本年度ともに実施している。歩行者天国を実施

することだけが市民夏まつりではないことを、改めて認識いただきたい。また、発言にある市民の方の意見については、市民の声ということで片付けるのではなく、議員としてそれらの声を消化し、自身の声として責任を持って提言いただきたい。

市民が企画したイベント等に対する補助金とサポートの仕組みについてだが、既に本市には商店街等活動費補助金があり、また、県や富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合においても、文化・芸術活動や地域活動等に対する助成を行っている。

このことから、本市としては、新たな補助金等の創設はせず、既存の助成制度を有効活用していただきたいと考えている。

私も、4期16年市長として、常に市民の声に傾聴し、責任をもって判断・実行してきた。相対する意見もある中、その時々々の社会情勢を鑑み、苦しく、厳しい判断もしてきた。しかし、16年間市民の負託を得てきたことも踏まえ、市民に理解と評価をいただけたものと自負している。

今後においても、市民にとって最良の選択を行っていく。

3回目の質問

開催するイベントについては、その内容を分かりやすくポスター等に記載するのは、主催者として当然だ。新型コロナウイルス感染症を当時は予測できなかったことを理由に、当

時の答弁を反故にするような発言は、遺憾であり残念だ。答弁の重みをしっかりと認識し、再度、順延日や予備日についてポスターに記載しなかったことへの答弁を求める。

また、令和元年9月定例会の答弁では、「市民ステージ出演団体に対してアンケート調査を実施し意見をいただいた」とあるが、今回も同様に、アンケート調査を実施したのか伺う。

次に、大多数の市民は、「歩行者天国を行い露店もありステージイベントがあることが、市制祭市民夏まつりだ」との認識であり、行政側の認識とは大きな隔たりがある。

更に、開催日直前の新聞折り込み広告では、第72回富士吉田市制祭「市民夏まつり」は中止しますとばかり記載されており、代替イベント等には一切触れられていない。多くの市民が、「今年は中止だ」と思うのは当然だ。慎重に協議を重ねたなら、もう少し市民に分かりやすく丁寧な広告が必要だったと考えるが、見解を伺う。

加えて、市民の方からのご意見に対する私の対応についてだが、私は市民の声を大切に受け止め、咀嚼し消化して、責任を持ってこの議場で、正々堂々と一般質問をさせていたにしている。有難いことに、市民の方から熱い応援のメッセージを多数いただいている。今後も揺るぎない姿勢で議員活動が続けていく所存だ。市民に希望と活力を与えるイベン

トの後押しとなる補助金の新設は、ウィズコロナ社会を生き抜くための原動力となる可能性もある。補助金新設を再度求め、見解を伺う。

3回目の市長答弁

まず、市民夏まつりの順延日や予備日をポスターに記載しなかったことについてだが、先の答弁のとおり、日々変化する社会情勢での予測は難しく、ポスターへの予備日等の記載は不可能であると判断した。

次に、市民ステージ出演団体の意見を聴く機会についてだが、歩行者天国中止の決定後、出演予定団体に対し、速やかに代替措置についてのアンケートを実施した結果、多くの団体からの賛同を得て、23団体が参加してテレビ収録を行い、CATV富士五湖において放映した。

なお、市民夏まつりの中止のお知らせは、当日の混乱を避けるため、開催日2日前の新聞折り込みにて、市民の皆様に分かりやすい表現でお知らせした。また、並行して、アンケート調査やテレビ収録の準備、ステージパフォーマンズに出演予定であった団体との調整を行ったため、代替イベントの実施においては、何の混乱もなかった。

繰り返すが、多くの市民が夏まつりを楽しみにし、準備をされていたことは、主催者として十分認識しており、開催するために、実行委員と職員が真剣に協議・準備を行ってき

たことは、先の答弁のとおりである。次に、補助金の新設についてだが、本市では、新型コロナウイルス感染症の発生後、全国に先駆けたコロナ撲滅支援金の支給や、3度の七福来券の配布、事業者への貸付制度の新設と利子補給割合の100パーセントへの引き上げ、県の休業・時短営業要請等に協力された事業者への上乗せ支援等、様々な支援を行った。また、国や県の制度等を含め、既存の補助金活用の周知を図って行くので、補助金の新設は考えていない。繰り返しになるが、今後においても、常に市民の声に耳を傾けながら、市民の安心・安全を第一に、その時の社会情勢等の状況に応じて的確に対応していく。



9月 市政 一般質問 抜粋



渡辺 将
議員
(令和会)

質問① 新総合体育館の整備 計画について

1回目の質問

市長は自身のマニフェストに「地域（コミュニティ）を育む」を掲げ、その中で新総合体育館の整備について言及している。

また、令和4年3月定例会の答弁で「人口推移や財政状況を鑑み、現施設と同規模での建設を予定している。令和4年度から5年度にかけて基本構想、基本計画をし、具体的内容を定める予定だ」とも述べていた。今回、私は基本構想及び基本計画の参考になるように、もう少し具体的な質問をしていく。

設計・建設される新総合体育館は、外見の見栄えや格好にはこだわらず、機能性に富んだ中身のある体育館を作ってほしいと願う。また、使いやすく、多くの市民の方々に利用され、愛され、郡内最大都市に恥じない体育館にしなければならず、「スポーツをする場」、「スポーツイベントを

楽しむ場」、「スポーツ以外のイベントを楽しむ場」とした室内施設を建設すべきだと考える。

「スポーツをする場」とは様々な競技の練習は勿論のこと、市民が気軽に運動を楽しめる場にあること。

「スポーツイベントを楽しむ場」とは各種競技の関東大会、全国大会の開催ができる場であること。また、プロリーグの試合や、各種競技のアジア大会・世界大会等を誘致し、市民がスポーツ観戦の醍醐味を楽しむ場にあること。

「スポーツ以外のイベントを楽しむ場」とはコンサートや展示会等の文化的なイベントやエンターテインメントのイベントを開催できる場にあること。

施設として、これらのことが実現可能であり、市民の憩いの場になることが大切だと考える。

また、このような体育館を実現するためには、最低でもメインアリーナの広さはバスケットコート3面・固定観客席1,600席・可動式観客席1,400席が必要だ。

本市は屋内施設を充実させることで、他の市町村との差別化が図られ、

独自の施設としてアピールできる。まさに今建設しようとしている新総合体育館がそのチャンスである。「スポーツ振興の街」のシンボルとなり、観光の目玉にしようではないか。

今まで述べた事を念頭に基本構想、基本計画が立てられればと考えるが、市としての見解を伺う。また、どのくらいの規模で、その施設内に何を作るのか。

本市は令和3年10月10日に全国初の「転倒予防都市」を宣言してから1年が経とうとしている。その基本計画の中に転倒予防の3つの柱「食事・運動・環境」があり、その内容を要約すると、食事は3食バランスよく食べましょう！運動は1日1回しましょう！環境は転ばないための勉強をして、身の回りの整理整頓をしましょう！と解釈しているが、それだけで良いのか。

市民の健康の維持増進を考え、一年通して使用ができるランニングコースを新体育館内に作ったらどうか。「転ばないまち転倒予防都市富士吉田」にふさわしい体育館になる。本市の冬は非常に寒く、雪が降れば歩道には雪が積まれ、路面が凍結し転倒する恐れがあるため、散歩すらできなくなる。

市民は冬場の運動をする場がなく困っている。ぜひ体育館内にランニングコースを建設してほしい。それがあれば冬場でも多くの市民がウォーキングやランニングで利用するだろう。そして、転倒予防都市と

しての取組みの一つに繋がる。このようなランニングコースを新総合体育館に設計してほしいが、執行者の考えを伺う。

1回目の市長答弁

まず、1点目の新総合体育館基本構想・基本計画の見解及び施設の概要についてだが、本年度より、新総合体育館建設基本構想・基本計画策定に向けて作業を進めている。

今後、市民や施設利用者等にアンケート調査、スポーツ関係団体等へのアンケート調査又はヒアリングを実施し、要望やニーズ等の意見を整理した上で、外部委員を含めた検討組織で検討を重ね、新総合体育館建設に向けた事業コンセプト等を取りまとめ、新総合体育館建設基本構想・基本計画を策定していく。

新総合体育館の整備をマニフェストの「地域（コミュニティ）を育む」に位置付けているが、これは、スポーツを通じて市民同士の絆がつけられ、次世代を担う子供たちの体力向上や市民の健康寿命を延ばすこと、また、コミュニティの場としての新総合体育館整備の必要性を痛感したためである。これらを踏まえ、本市の人口推移や財政状況を鑑み、新総合体育館は、現施設と同規模での建設をする方向性である。しかし、メインアリーナの広さや観客席の数など具体的な施設の内容等については、アンケート調査やヒアリングの

結果を基に、基本構想・基本計画の中で策定していきたい。

次に、2点目の新総合体育館へのランニングコースの設計についてだが、現在の鐘山総合体育館内にも、ランニングコースは設置されていて、冬場や雨天時等を中心に利用されている状況である。こちらも、アンケート調査やヒアリングの結果を踏まえた上で、検討していきたい。

2回目の質問

先程の答弁で新総合体育館は現施設と同規模と言っていたが、果たしてそれで良いのか。

富士吉田市の新総合体育館は30年後、40年後の市民も満足して使える、持続可能な体育館として作らなければならぬと考えている。しっかりとした施設を今作っておけば、昨年リニューアルした下吉田コミュニティセンターのように新たな需要が生まれた際にも、改修工事のみで生まれ変わるからだ。

また、メインアリーナの広さをバスケットコート3面にこだわる理由についてである。

富士吉田市の室内競技はとても盛んだ。その中でもバスケットボールは人気があり、小、中、高と多くの子供たちが体育館を利用して練習をしている。そして成績も山梨県でトップクラスだ。また、大人のチームも多数ある。その他にも、ママさんバレーやバドミントン等室内で行

う競技が数多くあり体育館を予約するのに苦労しているとも聞いている。

さらに、各種大会が行われる際に、バスケットコート3面の広さがあると、試合会場としての利便性が数段高まる。また、関東や全国規模の大会会場としての利用価値が生まれる。

令和元年11月22日の毎日新聞の記事で山梨県は2031年に開催される第86回国体を誘致する方針を明らかにしたと書いてあった。コロナの影響で2〜3年は先に延びると思うが、今後、必ず国体が山梨県で開催される。その時に備えて準備が必要だ。

また、下吉田コミュニティセンターでは練習時間を譲り合いながら柔道、空手、剣道をはじめ子供から大人まで日々稽古に励んでいる。

故に、いずれかの競技が立候補し、新総合体育館を国体会場として使いたいと考えるかもしれない。しかしながら、現状では武道場の計画がなく、大会を実施することは難しい。その時のためにも、今しっかりとした計画の上で建設すべきだ。

柔道、剣道、空手等の武道をしている人たちが試合や稽古をする場がなく困っている。近隣の市町村には武道館も武道場もある。新総合体育館の施設の中に柔道場、剣道場が分かれている武道場も建設してもらえないか。

アンケート調査、ヒアリングをしてからアリーナの広さを決めるとの

ことだが、その結果、バスケットボールコート3面が良いという回答が多かった場合はどうするのか。

この新体育館で中学校・高等学校の関東大会や全国大会が開催された際、訪れた子供たちやその保護者が本市の良さを知り、リピーターとして再び訪れてもらえるような施策はあるのか。

2回目の市長答弁

まず、1点目及び2点目の新総合体育館内への武道場の建設、アリーナ等の規模についてだが、先ほど答弁したとおり、具体的な施設の内容等については、アンケート調査やヒアリング等を通じて、市民がどのような新総合体育館を望んでいるか把握をした上で、外部委員を含めた新体育館建設検討委員会にて、コンセプトや方向性等を総合的に検討し、新総合体育館建設基本構想・基本計画の中で策定していく。

次に、3点目の質問だが、新体育館を利用した子供たちや保護者等に本市の良さを知ってもらい、リピーターとして再び訪れてもらう施策として、現在よりも規模の大きな新総合体育館を建設し、関東大会、全国大会を開催することが、必ずしも必要であるとは考えていない。そのために、新倉山浅間公園の整備はもとより、富士の杜・巡礼の郷公園の整備や、ふじさんミュージアムに新たなVR映像展示の導入を進める等、

多方面からの事業展開を図り、市の魅力発信に努めている。

いずれにしても、新総合体育館に関する施設の具体的な内容については、本市の人口推移や財政状況、ランニングコスト等を十分に考慮すると共に、本市には、体育館を始めとして陸上競技場や野球場等を備える山梨県立富士北麓公園があり、大変恵まれたスポーツ環境であることも踏まえた中で、総合的に判断していかなければならない。

そして、スポーツを「する」「みる」「支える」といった様々な参画を通じて、多くの市民がスポーツの楽しさや感動を分かち合えるよう、本市のスポーツ文化の推進を図ると共に、「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツに親しめるよう、生涯スポーツの活動拠点としては勿論、地域コミュニティの場として、また、持続可能なまちづくりの一環として、時代のニーズに合った安心・安全で快適な施設となるよう事業を進めていく。



議案等の審議結果（8月臨時会） ①

（賛成○ 反対● 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	審議結果
議案第32号	令和4年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）	8/23 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案等の審議結果（9月定例会） ②

（賛成○ 反対● 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥協 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	審議結果	
報告第11号	継続費精算報告書について（令和3年度富士吉田市一般会計）	9/7 報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告	
議案第33号	令和3年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	決算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第34号	令和3年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	決算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第35号	令和3年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	決算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第36号	令和3年度富士吉田市下水道事業会計決算認定について	決算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第37号	富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第38号	富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第39号	富士吉田市税条例等の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第40号	富士吉田市立富士の杜・巡礼の郷公園の指定管理者の指定について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第41号	令和4年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願第1号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める請願について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
請願第2号	加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
報告第12号	健全化判断比率について	9/29 報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
報告第13号	資金不足比率について（富士吉田市立病院事業会計）	9/29 報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
報告第14号	資金不足比率について（富士吉田市水道事業会計）	9/29 報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
報告第15号	資金不足比率について（富士吉田市下水道事業会計）	9/29 報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告
議案第42号	令和4年度富士吉田市一般会計補正予算（第6号）	9/29 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第43号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	9/29 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第44号	人権擁護委員の推薦について	9/29 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第45号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書について	9/29 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第46号	加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	9/29 即決	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

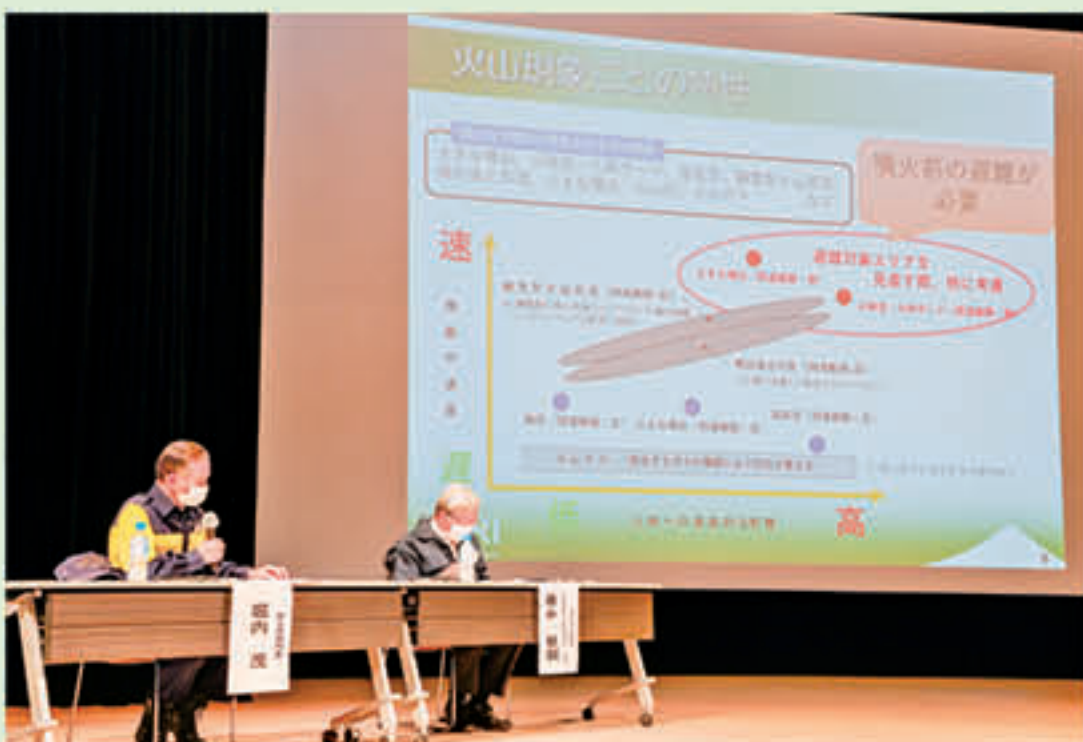
◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の概要”をご覧ください。



富士五湖消防本部 新庁舎内覧会

令和4年9月1日

10月19日に竣工式を迎える富士五湖消防本部新庁舎を、一足早く内覧しました。この新庁舎には、県内で唯一の屋上ヘリポートが完備されています。富士五湖地域の消防拠点として、「安心・安全の要」の役割を担っていただき、また、地域の方々に親しまれる場所になってほしいと思います。



「富士吉田市防災の日」総合 防災訓練及び防災基調講演・ パネルディスカッション

令和4年9月4日

今回の市総合防災訓練では、各自治会単位で徒歩にて指定避難所へ避難し、そこに市議会議員も加わりました。並行して、災害時情報伝達・安否等確認の訓練として、メールや電話での報告・確認を行いました。午後は、基調講演及びパネルディスカッションを受講しました。

編集後記

8月臨時会で議決された「物価高騰生活支援金給付事業」の受付を行っています。コロナ禍と物価高騰が重なり大変な折、市民の皆さんを応援する事業であり、申請手続きも郵送、またはオンラインで簡単にできますので、必ず申請してください。

この様に市議会では、市民生活に直結した多くの

議会だより編集委員会

委員長 戸田 元
副委員長 渡辺 幸寿
委員 渡辺 利彦

事業予算や条例等を、市民代表として審議する役割を担っています。9月定例会では、議案の審議、前年度決算の審査・認定をいたしました。今後も、その職責をしっかりと全うして参りますので、要望などございましたら是非お申し付けください。

(渡辺 幸寿)

/ 桑原 守雄 / 宮下 宗昭 / 伊藤 進

年4回/14,700部市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
☎0555-22-0612(直通)

富士吉田市議会のホームページは
こちらのQRコードからご覧にな
れます。ぜひご活用ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。